

春日井市告示第39号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第7条第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

春日井市長 伊藤 太

1 計画の区域

春日井市内全域とする。

2 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込み

	種 類	発 生 量	総 量
ごみ	燃やせるごみ	73,615 t	79,810 t
	燃やせないごみ	4,611 t	
	粗大ごみ	1,472 t	
	特定廃棄物	37 t	
	使用済乾電池等	60 t	
	家電4品目	15 t	
資源物	新聞紙	3,806 t	8,845 t
	雑誌（雑がみを含む。）	2,612 t	
	段ボール	1,890 t	
	牛乳パック類	61 t	
	古繊維	476 t	2,767 t
	缶	313 t	
	びん	1,654 t	
	ペットボトル	800 t	3,358 t
	プラスチック製容器包装	2,885 t	
	金属類（小型家電を含む。）	473 t	
	天ぷら油	12 t	12 t
し尿	生し尿	6,643kℓ	53,409kℓ
	浄化槽汚泥	46,766kℓ	

### 3 一般廃棄物の排出抑制のための取組

取組名	具体的内容
環境学習・環境教育の充実	小学4年生を対象とした、パッカー車や社会科副読本「くらしとごみ」を使った授業「青空教室」や、園児を対象とした「園児青空教室」を行い、ごみ処理の現状やごみの減量の必要性について講義する。
ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理コストの算出を行い、一般廃棄物処理手数料の適正について検討し、必要に応じて改定を行う。 市民及び事業者に周知を徹底する。
人づくり・組織づくり	ごみ懇談会や出前講座を開催し、ごみの現状や減量・資源化の必要性を説明するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組む人や団体を育成する。
資源回収団体への支援	子ども会などの資源回収団体に対し、奨励金を交付し、地域における資源回収活動を支援する。
イベント等の開催	NPO法人や民間企業等のノウハウを活用し、消費生活展や環境フォーラムなど各種イベントにおいて、ごみに関する情報を提供する。
リサイクルプラザにおける情報発信	ごみの減量やリサイクルに関する講座・教室を開催するとともに、再利用品を展示し、販売する。
啓発の充実	資源・ごみの排出日や出し方、分別方法を分かりやすく記した「環境カレンダー」、「資源・ごみの出し方便利帳」を配付する。また、広報やホームページ等に加え、ごみに関する情報をどこでも手軽に入手できるスマートフォン用ごみ分別アプリを配信する。
外国人への啓発	外国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）のパンフレットを作成し、資源やごみの出し方を周知する。
資源の有効活用	分別収集による資源、中間処理による資源、ごみ発電、余熱及び熔融スラグ等の活用を図る。
生ごみの減量促進	生ごみの減量を図るため、生ごみ減量ガイドブックを活用し、「3きり運動」の実践を啓発する。また、生ごみ堆肥化講座の開催や、家庭用生ごみ処理機を購入した市民に対して補助金を交付する等、家庭から出る生ごみの減量を促進する。
マイバッグの普及促進（レジ袋削減）	レジ袋削減のため、買い物用マイバッグ持参（レジ袋削減）の取組を推進する。また、市民団体、事業者、行政が協働して、レジ袋有料化の取組を促進する。
リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、リユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかける。
除草、剪定枝堆肥化の促進	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化し、資源化を促進していく。
雑がみの分別	雑がみの資源化を推進するために、ホームページ、広報、町内会向け説明会等で雑がみ分別に関する周知を行う。

#### 4 一般廃棄物の適正排出のための取組

取組名	具体的内容
事業者への啓発	事業者を対象としたパンフレットを作成し、事業系廃棄物の適正な排出及びリサイクルに関して情報提供を行う。
ごみ検査の実施	廃棄物を適正に処理するため、ごみ検査を行う。廃棄物を適正に処理しない事業者には、指導、勧告、命令及び公表、搬入禁止と段階的に手続きを行う。
不法投棄の防止	不法投棄を防止するため、パトロールや移動式監視カメラの設置をして体制を強化する。
資源物持ち去りの防止	資源物持ち去りを防止するため、パトロールや監視活動を実施する。

5 家庭系一般廃棄物及び資源物（以下「家庭系廃棄物等」という。）の種類、排出方法等

(1) 家庭系廃棄物等の種類、排出方法及び処理方法

ア 次のように分別し、所定の場所（ごみステーション：注1）に排出する、又はクリーンセンターへ直接搬入（注2）する。ただし、※印については、原則ごみステーションに排出する。

種類・区分	排出方法（注3）	収集方法	処理方法（注4）	処理施設			
燃やせるごみ	指定袋（黄色）	※週2回	焼却	クリーンセンター			
燃やせないごみ	指定袋（青色）	※月2回	破碎後、資源化、焼却又は埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場			
粗大ごみ	戸別収集のため電話申込み（有料）		修理販売又は破碎後、資源化、焼却若しくは埋立				
特定廃棄物			破碎後、資源化、焼却又は埋立				
使用済み乾電池等	透明・半透明の袋	※年2回/公共施設等原則月2回収集	資源化	再生事業者			
家電4品目	戸別収集のため電話申込み（有料）						
資源物（注5）	古紙	新聞紙			※月2回	資源化	
		雑誌					ひもで縛る
		雑がみ					ひもで縛る・紙袋
		段ボール		ひもで縛る			
牛乳パック類	透明・半透明の袋			※月2回	資源化		
古繊維							
缶							
びん							
ペットボトル	指定袋（無色）			※週1回	クリーンセンター 再生事業者		
プラスチック製容器包装							
金属類			透明・半透明の袋			※月1回	
天ぷら油	びん又はペットボトルに入れふたをする。	公共施設で月2回収集		再生事業者			
犬、猫等の死体	戸別収集のため電話申込み（有料）/ 清掃事業所へ直接搬入（有料）		焼却	動物死体処理施設			

（注1）ごみステーションは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議の上、位置を決め、その場所を市に申し出て、市が収集可能と確認した場所とする。なお、ごみステーションの位置は、清掃事業所及びごみ減量推進課において縦覧することができる。

（注2）直接搬入できる者は、本人又はその親族に限る。

（注3）指定袋は、春日井市指定袋に関する要綱によるものとする。ただし、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている指定ごみ袋及び春日井市モデル地区専用資源袋も使用できるものとする。

（注4）焼却灰は、セメント原料化又は最終処分場にて埋立処理

（注5）缶は飲料缶、びんはガラスびん、古繊維は古着とする。

イ エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機及び衣類乾燥機の  
処理

購入した小売業者又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する、又は自ら製造メーカーの指定引取業者へ搬入する。

指定引取業者	所在地等
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555 052-901-2111
西濃運輸株式会社 小牧支店	小牧市新小木1-92 0568-77-7361
日本通運株式会社 春日井物流センター	春日井市鷹来町字上東光坊 4662-1 0568-86-5737
株式会社イトー急行 東海共配便営業所	瀬戸市共栄通7-11 0561-84-1115

これらによる処理が困難な場合は、有料による戸別収集又はクリーンセンターへの直接搬入をする。

ウ パソコンの処理

パソコンの処理については、各メーカーが回収及び再資源化を行うため、メーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせ、その指示に従い適正に処理する。

(2) 家庭系廃棄物等のうち収集しないもの

次のものは、自らクリーンセンターに直接搬入する、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼する。

ア 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ

イ 50kgを超えるもの等収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

ウ 土、石、瓦等最終処分場へ搬入するもの

(3) 家庭系廃棄物等のうちクリーンセンターで処理できないもの

ア オートバイ、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの

イ ペンキ、廃油等処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

#### (4) その他

(1)のア、ウに関わらず、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は、愛知県を収集区域とする同法第10条第3項の認定を受けた事業者への引き渡しも認める。

### 6 事業系一般廃棄物の処理方法等

#### (1) 事業系廃棄物の処理方法

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むものとする。

自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼する、又はクリーンセンターへ直接搬入する。

市が処理しない産業廃棄物及び市域外の廃棄物は、クリーンセンターへ搬入することができない。

区 分	処理方法（注）	処理施設
事業系一般廃棄物	焼却又は資源化	クリーンセンター 再生事業者
資源物（種類ごとに分別）	資源化	再生事業者

(注) 焼却灰は、セメント原料化又は最終処分場にて埋立処理を行う。

#### (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可

廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状の収集運搬の状況等を勘案し、事業系一般廃棄物の排出量が大幅に増加する等適正な体制確保のため特に必要がある場合を除き、新規に許可をしない。また、許可申請において申請者（春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）第1項第3号に規定する役員を含む。）が合意書第2項各号に該当しない者であること。

## 7 一般廃棄物の処理施設

### (1) 中間処理施設

#### ア クリーンセンター（春日井市神屋町1番地2）

工場	処理設備		処理方式	処理能力
第一工場	焼却設備		全連続燃焼式機械炉	130 t / 24 h × 2
	余熱利用設備		蒸気タービン発電機	1,400kW
	粗大・不燃ごみ処理設備		横型回転式	65 t / 5 h
第二工場	焼却設備		全連続燃焼式機械炉	140 t / 24 h × 2
	灰溶融設備（休止）		電気抵抗式	40 t / 24 h × 2
	余熱利用設備		蒸気タービン発電機	7,000kW
	資源化設備	粗大・不燃ごみ処理	横型回転式	45 t / 5 h
		資源化处理	機械選別式 手選別	25 t / 5 h 金属缶 8 t / 5 h ガラスびん 14 t / 5 h ペットボトル 3 t / 5 h

（注）クリーンセンター内にあるリサイクルプラザ（エコメッセ春日井）では粗大ごみとして搬入されたもののうち、家具、自転車等を修理し、再生品として販売する。

#### イ 動物死体処理施設（春日井市西尾町岩ヶ根658番地2）

施設区分	処理方式	処理能力
焼却施設	油圧噴霧式バーナー	63kg / 1 h

### (2) 最終処分施設

#### ア 内津北山最終処分場（春日井市内津町字北山357番地1）

埋立方法	敷地面積	埋立可能容量	現在埋立容量(H29.12)	平成30年度埋立見込容量
サンドイッチ方式	70,324m <sup>2</sup>	475,000m <sup>3</sup>	5,621m <sup>3</sup>	7,495m <sup>3</sup>

イ 公益財団法人愛知臨海環境整備センター(愛知県知多郡武豊町字三号地 1 番地)

敷地面積	埋立可能容量	平成30年度 搬入見込量
47.2ha	4,960,000m <sup>3</sup>	3,000 t (約3,000m <sup>3</sup> )

(注)一般廃棄物の区域外処理施設としてクリーンセンターで中間処理後に排出される焼却残渣を搬入する。

ウ 住友大阪セメント株式会社 赤穂工場(兵庫県赤穂市折方字中水尾1513)

年間処理能力	平成30年度 搬入見込量
26,000 t	3,000 t

## 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理

### (1) 収集

種 類	収 集 方 法
し尿	市(直営・委託)による収集 定額制：20日間隔 従量制：随時 仮設トイレ：随時
浄化槽汚泥	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者による随時収集

### (2) 処理施設

衛生プラント(春日井市御幸町1丁目1番地2)

処理方法	処 理 能 力
標準脱窒素処理方式	190kl/日(生し尿74kl/日・浄化槽汚泥116kl/日)

## 9 参考

市外の民間施設での一般廃棄物処理量の見込み(平成30年度)

区 分		処理主体	処理方法	年 間 量
排出者が自ら搬入又は許可業者収集	食品廃棄物	民間	飼料化又は堆肥化	884.0 t
	木くず、草	民間	堆肥化	2,232.0 t